

農村滞在型余暇活動機能整備計画書 案

(市町村計画)

令和 5年 ●月

北海道安平町

第1 基本的な考え方

安平町は、苫小牧圏の北東部、及び札幌市から 50 km 以内の道央圏に位置し、新千歳空港及び苫小牧港と隣接しており、道央と道東を結ぶ石勝線と道東自動車道が通るなど交通・物流の要衝地として恵まれた立地条件にある。

本町は、緑豊かな自然を活かした農業を基幹産業としており、畑作、稲作、酪農、畜産、軽種馬を中心とする土地利用型農業と特産品のアサヒメロンに代表される高収益型農業を組み合わせた多様な経営が行われているが、更なる農業・農村の総合的な振興や活性化を図るためには、農業と食品製造業や流通業、観光などの関連産業が結びついた農商工連携による取組や、都市住民等にゆとりと安らぎを提供する場として、美しく豊かな自然や歴史、風土、伝統文化や多様な農業生産活動を生かした農村滞在型余暇活動の円滑な推進が重要である。

このため、当町では、都市と農村の交流の促進を図ることを念頭に置き、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成 6 年法律第 46 号）第 5 条第 1 項の規定により、「農村滞在型余暇活動機能整備計画」を策定する。

第2 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 農村滞在型余暇活動の機能を整備する地区の区域

農村滞在型余暇活動の機能を整備する地区（以下「整備地区」という。）の区域の範囲は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条第 1 項により指定された安平町農業振興地域の区域内の全ての区域をその範囲とする。

○整備地区の区域

整備地区の区域		うち都市計画法第 7 条の規定による市街化調整区域（以下「市街化調整区域」という。）
A	追分旭、追分向陽、追分美園、追分春日 追分緑が丘の一部、追分弥生、追分豊栄 追分青葉の一部 ※安平町農業振興地域の全域	
B	早来瑞穂、安平、東早来、早来緑丘、 早来守田、早来北進、早来富岡、 酪農、早来北町の一部、早来新栄、遠浅 早来源武 ※安平町農業振興地域の全域	早来瑞穂、安平、東早来、早来緑丘、 早来守田、早来北進、早来富岡、 酪農、早来北町の一部、早来新栄、遠浅 早来源武

なお、当整備地区の一部は都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 3 項に基づき指定された「市街化調整区域」であるため、市街化を抑制すべき区域であるが、次の理由により整備区域に含めるものとする。

○市街化調整区域を整備地区に含める理由

農村滞在型余暇活動の機能の整備により、市街化を促進するおそれがないことや、隣接する市街地に居住する住民の農業、農村に対する理解を深めるために果たす役割が大きいことから、市街化調整区域における整備計画を定めるものとする。

2 整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針

(1) 地区の概況

ア 土地利用の現況

本地区における土地利用状況は、ここ数年大きな変化はなく、また農用地の面積についても横ばい状況にあり、農用地の利用区分は畑作物が約7割を占めている。

○農業経営耕地面積

単位：ha

田	畑（樹園地を除く）	樹園地	畑のうち牧草専用地	総面積
1,071	4,110	4	1,064	5,185

資料：2020年農林業センサス

イ 農業の現況

本地区では、畑作、稲作、酪農、畜産、軽種馬を中心とする土地利用型農業と特産品のアサヒメロンに代表される高収益型農業を組み合わせた多様な経営が行われている。畑作では、小麦や甜菜、大豆などの土地利用型作物の栽培が行われ、酪農では適切な飼育環境づくりを背景とした酪農業や、素牛と呼ばれる肥育前の牛の生産が盛んである。また、採卵鶏や肉用鶏の生産、養豚なども行われている。

令和元年度に道の駅あびら D51 ステーションが開業してからは、同施設の農産物直売所生産者協議会に70生産者以上が加入し、葉物野菜や根菜類などを供給している。

しかし、昨今の物価上昇による肥料等の高騰や農業情勢の先行き不安による後継者不足などの課題も見えており、新たな対応が必要となっている。

○農家戸数

単位：戸

農家総数	専業農家	主副業別（個人経営体）			自給的農家
		主業	準主業	副業的	
204	141	126	2	47	23

資料：2020年農林業センサス

ウ 都市農村交流及び体験・観光施設等の現況

本地区は、ゴルフ場の利用者や道の駅あびら D51 ステーションへの来場者が主な観光客層である。都市と農村の交流を促すソフト事業については、一般社団法人あびら観光協会が主体となり、景観作物である菜の花関連の催しやメロン、そば、じゃがいも、とうもろこしなどの収穫体験、自然豊かな丘陵地を散策するプログラムなど、ご当地性を活かした企画が実施されている。

一方で、都市住民が滞在しながら余暇活動を行う宿泊施設や加工体験施設などは不十分な状況にあり、今後新たな整備が必要である。

○体験・観光施設等の状況

体験プログラム実施箇所	飲食・直売施設	レクリエーション施設	体験・交流施設	宿泊施設
メロン収穫	道の駅あびら D51 ステーション	町営キャンプ場 2カ所	なし	なし
そば収穫	※農直イベント 年3回	民営キャンプ場 2カ所		
とうもろこし収穫		パークゴルフ場 5カ所		
じゃがいも収穫				
えだまめ収穫				

(2) 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針

地区の農業生産活動や美しい自然環境、伝統文化等の多様な地域資源を活かし、都市住民等に対して農業体験や収穫体験、生活体験や自然散策などの余暇活動の場を提供する。また、道の駅あびらD51ステーション等を拠点に優れた地場産農産品の販路拡大をはかり、農業の振興と農村の活性化を推進する。

このため、農村余暇活動に資するための機能の整備は、以下のように進めることとする。

- ア 自然環境の保全や美しい景観づくりに努め、農村滞在型余暇活動を行ううえで良好な農村景観の形成を図る。
- イ 都市住民等に農業・農村に対する理解の増進を図るとともに多様な余暇活動の提供が可能となるよう、地区の農業や自然、文化等の多様な地域資源を総合的に利用し、地域の特性を最大限に活用する。
- ウ 整備内容は、農業生産の振興や農産物加工品の開発、販売促進等、地区の農業や関連産業の振興に資するものとし、農業所得の向上や地域活性化につながるよう配慮する。
- エ 整備を進めるにあたっては、地区の農業者等と調整のうえ、関係法令の適切な運用等による秩序ある土地利用及び施設整備を推進する。
- オ 地区住民の合意のもとに、創意工夫と主体的な取組みによる整備を促進する。
- カ 農業に対する理解の促進や農作業体験等の効率的な運営を図るため、各種体験活動等の指導や運営を担う人材の育成を図る。
- キ 官民が一体となって美しい景観づくり的な土地利用、整備施設や各種体験活動の企画運営、集客等を行い、余暇活動機能の効果的な整備を促進する。

3 農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等その他の土地の利用に関する事項

(1) 整備地区の土地利用の基本的な方針

整備地区においては、農地その他の農業資源の有する農産物の生産機能など、多面的な機能が十分に発揮されるよう努め、農用地、農業施設用地、農家の住宅用地、林地、水辺等について地域に固有の農村環境の確保を図るとともに、農作業体験等の余暇活動の場を整備し、訪れる人々に充実した環境を提供できるよう、土地利用の調整に努める。

(2) 土地利用の方針

ア 良好な農村の景観の維持・形成

(ア) 農用地については、農業生産の場として適切に保全し、その効率的利用を図るとともに、景観形成作物の栽培や環境整備を図ることにより良好な農村景観の維持、形成に努める。

(イ) 農業施設用地については、騒音、悪臭等により周囲の環境を悪化させないように配慮する。

(ウ) 農家の住宅用地においては、周囲の農村景観との調和を図るなど、良好な農村景観の維持、形成に努める。

(エ) 林地については、農村景観の中心となる丘陵地帯の森林等の保全を図ることにより、良好な農村景観の維持、形成に努める。

(オ) 水辺地においても、周囲の景観との調和に配慮し、良好な農村景観の維持、形成に努める。

イ 農作業体験の場を設定するための農用地等の保全・利用

(ア) 農村滞在型余暇活動を提供するため、地区内の生産者や観光団体等と連携し、農作業体験の受け入れを可能とする農用地を確保する。

(イ) 体験用農地については、農用地等として適切に保全し、その効率的利用を図るとともに、花木の植栽などにより良好な農村景観の維持・形成に努める。

4 農作業体験施設等の整備に関する事項

本地区における都市住民等の農村滞在型余暇活動を促進し、農業及び関連産業の振興を図るため、地産地消を推進するための農畜産物等直売施設や農産物の加工施設、農業体験施設等、交流の基盤となる施設の整備を進める。なお、整備地区のうち市街化調整区域については、都市計画等との調整を図りながら周辺の市街化を促進するおそれがない必要最小限度のものとする。

○農作業体験施設等の整備計画

施設の種類	位置	施設の機能	事業主体
農村滞在型余暇施設	農業振興地域全域	農産物直売所、農産物加工所、農作業体験提供施設、農家民泊、農	安平町、農業者、農地所有適格法人又は農業団体等

		家レストラン、余暇活動案内窓口、教養文化施設、休養施設、集会施設、宿泊施設、販売施設	
--	--	--	--

5 その他農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

- (1) 地元農業者や農産物直売所構成員、観光法人、団体等との協力の下、各種事業を開催していく。
 なお、各種体験を担う人材については、地域ボランティアや地域おこし協力隊など様々な協力者を募るほか、新たな人材の育成にも努める。
- (2) 農産物直売施設、農産物加工体験施設等へ供給する農産物、食材については、地域農産物を積極的に活用する。

第3 その他必要な事項

1 普及宣伝活動の推進

四季を通じて入込客の確保を図るため、イベント等を企画、実施するとともに、インターネット等を利用した情報発信を効率的に行い、誘客のための活動を積極的に展開する。

2 都市住民との提携交流の推進

入込客の安定的な確保を図るため、各種関係団体との連携を深める。

3 他の市町村との連携活動の推進

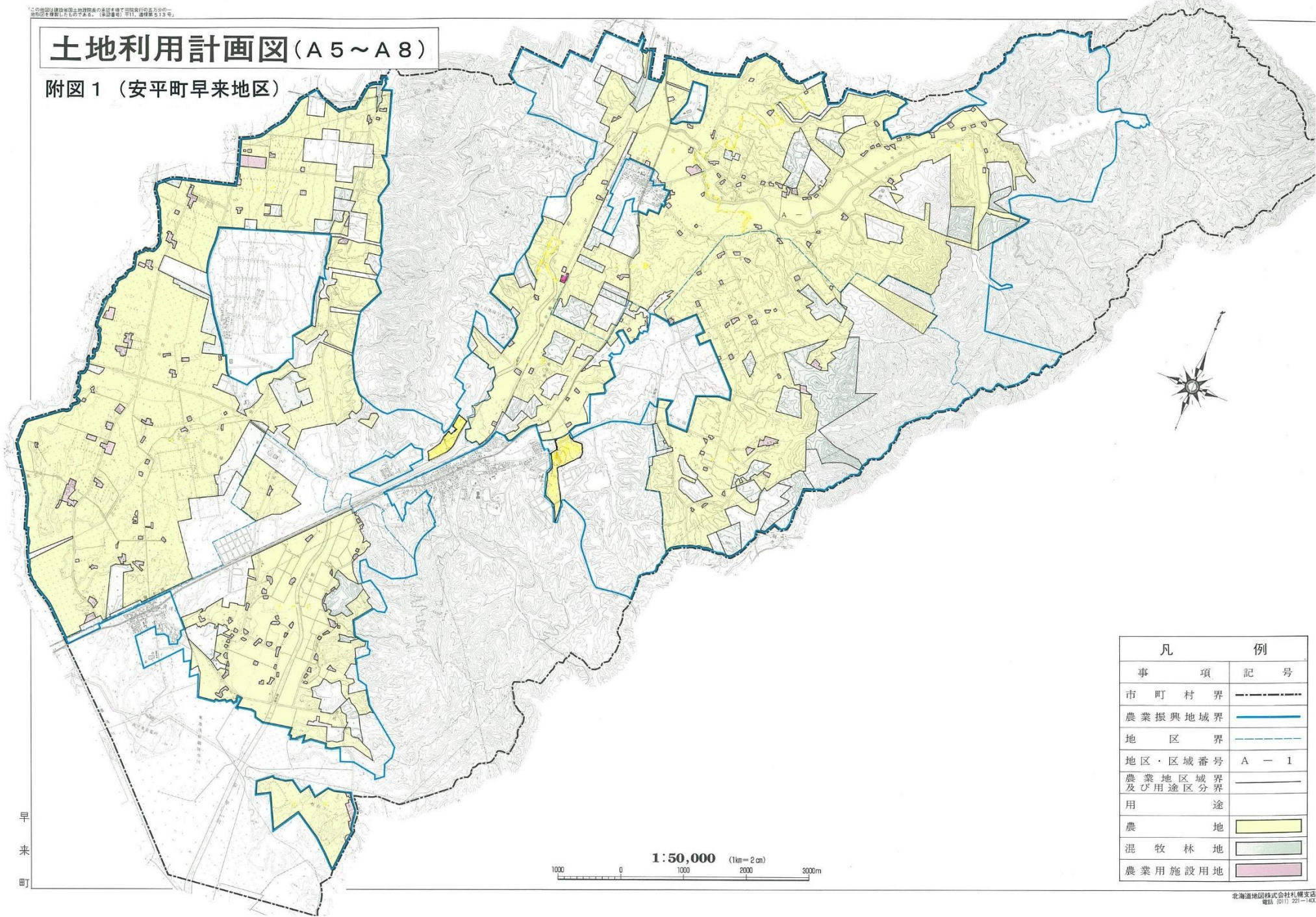
近隣市町村と連携し、都市住民への宣伝普及、誘客、行事等の実施や情報交換等を行い、入込客の増大に努める。

4 支援体制の整備

町、農業委員会及び農業協同組合等の関係機関と協力体制を確立し、農村滞在型余暇活動の機能の整備の円滑な推進を図ります。

土地利用計画図(A5~A8)

附図1 (安平町早来地区)



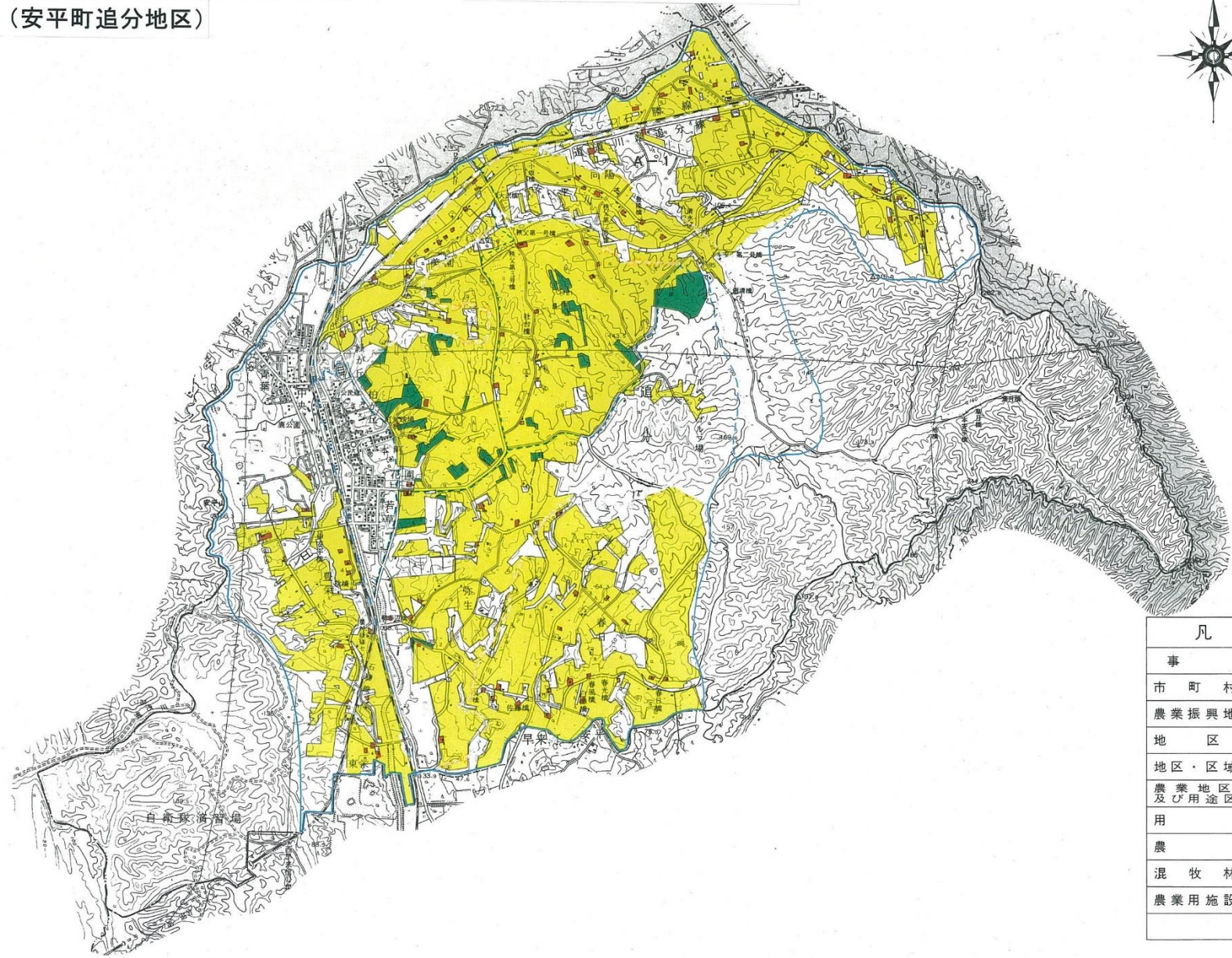
早
来
町

1:50,000 (1cm=2cm)
0 1000 2000 3000m

凡	例
事 項	記 号
市 町 村 界	-----
農 業 振 興 地 域 界	—————
地 区 界	-----
地区・区域番号	A - 1
農 業 地 区 域 界 及 び 用 途 区 分 界	—————
用 途	
農 地	■ (Yellow)
混 牧 林 地	■ (Light Green)
農 業 用 施 設 用 地	■ (Pink)

土地利用計画図 (A 1 ~ A 4)

附図 1 (安平町追分地区)



凡 例	
事 項	記 号
市 町 村 界	-----
農業振興地域界	—————
地 区 界
地区・区域番号	A - 1
農業地区区域界 及用途区分	—————
用 途	
農 地	■ (Yellow)
混 牧 林 地	■ (Green)
農業用施設用地	■ (Red)